

建設キャリアアップシステム 活用モデル工事の工事成績加点について

この参考資料では、建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領の「工事成績評定点等の加点」に関して、要領には定めがない、具体的な指標の算出方法および資料の作成方法を定めます。
指標の算出および資料の作成は当資料に基づき行うものとします。

1. 工事成績加点の基準

- ・モデル工事では、下請事業者および技能者の登録促進を目的に、事業者と技能者のCCUS登録状況を評価します。
- ・指標の算出は最終提出の施工体系図（全事業者が記載されたもの）及び作業員名簿（全作業員が記載されたもの）に基づいて行います。
- ・実施要領における工事成績加点の考え方は以下のとおりです。

【建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領】 （工事成績評定点等の加点）

第8条 モデル工事において、下表に示す指標の基準を両方達成した場合は、工事成績採点表における創意工夫の評価（監督員）において1点加点するものとする。

指標	基準	指標の定義
登録事業者率	90%以上	当該工事の施工体系図に記載のある、 (元請事業者+CCUS登録事業者数) / (元請事業者+下請事業者数)
登録技能者率	80%以上	当該工事の作業員名簿に記載のある、 (CCUS登録技能者数) / (全技能者数) ※元請下請含む

- ・CCUS登録事業者とは、下請事業者のうち事業者登録を行ったものをいう。
- ・下請事業者とは、建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいい、一人親方を除く。
なお、一人親方とは、従業員を雇用していない個人事業主をいう。
- ・CCUS登録技能者とは、技能者のうち技能者登録を行ったものをいう。
- ・技能者とは、元請事業者および下請事業者の現場従事者で建設技能者として就労するものをいい、元請事業者の技術者（主任技術者等）、現場代理人及び下請事業者の主任技術者は含まない。なお、主任技術者等とは、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、三重県低入札価格調査実施要領第7条に規定する専任の担当技術者をいう。

2. 登録事業者率の算出

(1) 指標の考え方

- ・登録事業者率は、当該工事の施工体系図に記載のある元請事業者および下請事業者のうち、CCUS登録している事業者の割合で算出します。
- ・指標の分母は「元請事業者+下請事業者数」であり、算出対象とする事業者数は当該工事の施工体系図をもとに集計をします。
- ・指標の分子は「元請事業者+CCUS登録事業者数」であり、元請事業者に加え、CCUS登録している下請事業者をシステムから出力する施工体制登録事業者一覧で選別し、それらを集計した事業者数とします。(システムでの帳票出力は、CCUS事業者ポータル画面のメニューから行います)

指標	基準	指標の定義
登録事業者率	90%以上	$\frac{\text{当該工事の施工体系図に記載のある、(元請事業者+CCUS登録事業者数)}}{\text{(元請事業者+下請事業者数)}}$

90%以上で登録事業者率は基準達成となります

CCUS登録している事業者数
⇒施工体制登録事業者一覧から集計
指標の算出対象とする事業者数
⇒施工体系図から集計

(2) 指標の算出対象とする事業者数（指標の分母）

- ・元請事業者および下請事業者を指標の算出対象の事業者とします。
- ・指標の算出対象とする事業者数は、最終提出の施工体系図（全事業者が記載されたもの）から集計します。
- ・施工体系図から算出対象とする事業者を整理することとし、「施工体系図の作成例」（P.3参照）を参考に、下請事業者のうち算出対象としない事業者を控除して、算出対象とする事業者を選別します。
- ・算出対象とする事業者を、別紙4参考資料（P.8参照）に記入します。なお、作成した施工体系図は指標の算出資料として提出します。

（指標の算出対象とする事業者）

- ①元請事業者
- ②建設業法上の下請負人にあたる下請事業者

（指標の算出対象としない事業者）

- ①一人親方（CCUS登録促進の対象であるが算出対象としない）
- ②警備業者（施工体系図に記載が必要であるが算出対象としない）
- ③建設業法上の下請負人ではない測量業務、調査業務、資材購入などの業者

施工体系図の作成例

施工体系図

発注者名	〇〇建設事務所
工事名称	〇〇〇〇工事

指標の算出対象としない、①一人親方、②警備業者、③建設業法上の下請負人ではない測量業者等を×印で表記します。

元請名・事業者ID	〇〇建設 00000000000000
監督員名	〇〇〇〇
監理技術者名	〇〇〇〇
主任技術者名	〇〇〇〇
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者

会長	統括安全衛生責任者 〇〇〇〇
----	-------------------

副会長	〇〇〇〇
-----	------

指標の算出対象となる事業者を集計して指標の分母とします。
(CCUS事業者登録の有無は問わない)

会社名・事業者ID	〇〇組 99999999999999
代表者名	〇〇〇〇
許可番号	24000000
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	〇〇〇〇
主任技術者	〇〇〇〇
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	〇〇警備
代表者名	〇〇〇〇
許可番号	24000000
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	〇〇〇〇
主任技術者	〇〇〇〇
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
工事	
工期	年月日～年月日

一人親方のため対象外

会社名・事業者ID	〇〇土建
代表者名	〇〇〇〇
許可番号	24000000
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	〇〇〇〇
主任技術者	〇〇〇〇
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工事	
工期	年月日～年月日

会社名・事業者ID	〇〇工業
代表者名	〇〇〇〇
許可番号	24000000
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	〇〇〇〇
主任技術者	〇〇〇〇
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
工事	
工期	年月日～年月日

警備業者のため対象外

指標の算出対象から除いた理由を記載します。
 ・一人親方のため対象外 ・警備業者のため対象外
 ・測量業者のため対象外 ・調査業者のため対象外
 など

※赤書きを記載する

(参考) 施工体系図について

- 指標の算出対象とする事業者数は、施工体系図をもとに集計することから、施工体系図が適正に作成されていることが前提となります。基本的な施工体系図の取扱いについては、下記を参考にしてください。

施工体系図の取扱い

作成根拠	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法第24条の8第4項 入契法第15条第1項 三重県公共工事共通仕様書 特記仕様書
記載すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 施工体系図に記載すべき事業者は建設業者 警備業者は建設業法上記載を求められていないが、共通仕様書において1次下請にあたる警備業者の記載を求めている 建設業者には当たらない測量業務、調査業務、資材購入などの業者は記載の必要はないが、記載されていても差し支えない
工事における扱い	<ul style="list-style-type: none"> 法令及び共通仕様書により発注者への提出が求められている 施工体制点検では施工体系図が整備されているかの点検が行われている 完成検査では施工体系図が適正に作成されているかの確認が行われている

(3) CCUS登録している事業者数（指標の分子）

- ・元請事業者および下請事業者で、CCUS登録している事業者を対象とします。（元請事業者は、CCUS登録が入札参加条件となっています。）
- ・CCUS登録している下請事業者数は、システムから出力する施工体制登録事業者一覧から集計します。
- ・施工体制登録事業者一覧からCCUS登録している下請事業者を整理することとし、「施工体制登録事業者一覧の作成例」（下図）を参考に、CCUS登録している下請事業者を選別します。
- ・元請事業者および選別したCCUS登録している下請事業者を、別紙4参考資料（P.8参照）に記入します。なお、作成した施工体制登録事業者一覧は指標の算出資料として提出します。

施工体制登録事業者一覧の作成例

11 3-3 施工体制登録事業者一覧 イメージ図

※ A3 横

指標の分母とした算出対象とする事業者の内、CCUS登録している下請事業者を選別します。選別した下請事業者と元請事業者を集計した事業者数を指標の分子とします。
※元請事業者は施工体制登録事業者一覧には表示されません

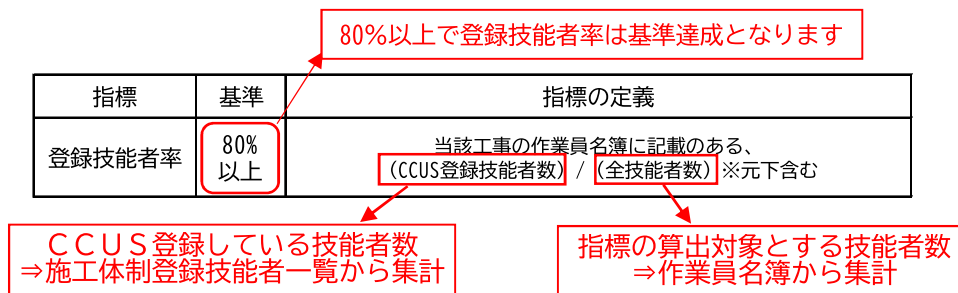
CCUS登録している下請事業者を○で囲みます。

帳票No.		3-3												
帳票名		施工体制登録事業者一覧												
対象現場	現場 I D													
	現場名													
対象時点														
出力日時														
出力者 I D														
出力者名														
出力者立場														
次数	事業者		法人・個人区分	一次下請事業者		二次下請事業者		三次下請事業者		四次下請事業者		五次下請事業者		六次
	事業者 I D	事業者名		事業者 I D	事業者名	事業者 I D	事業者名	事業者 I D	事業者名	事業者 I D	事業者名	事業者 I D	事業者名	

3. 登録技能者率の算出

(1) 指標の考え方

- ・登録技能者率は、当該工事の作業員名簿に記載のある技能者のうち、CCUS登録している技能者の割合で算出します。
- ・指標の分母は「全技能者数」であり、算出対象とする技能者数は、当該工事の作業員名簿をもとに集計をします。
- ・指標の分子は「CCUS登録技能者数」であり、CCUS登録している技能者数を、システムから出力される施工体制登録技能者一覧で集計します。



(2) 指標の算出対象とする技能者数（指標の分母）

- ・元請事業者および下請事業者の技能者を指標の算出対象とします。
- ・指標の算出対象とする技能者数は、最終提出の作業員名簿（全作業員が記載されたもの）から集計します。
- ・作業員名簿から算出対象とする技能者を整理することとし、「作業員名簿の作成例」（P.6参照）を参考に、作業員のうち算出対象としない技能者等を控除して、算出対象とする技能者数を集計します。
- ・算出対象とする技能者数を、別紙4参考資料（P.8参照）に記入します。なお、作成した作業員名簿は指標の算出資料として提出します。

（指標の算出対象とする技能者）

- ①元請事業者の技能者
- ②事業者登録率で算出対象とした下請事業者の技能者
- ③一人親方（一人親方は従業員を雇用していない個人事業主をいう（P.1））

（指標の算出対象としない技能者等）

- ①元請事業者の主任技術者等（施工管理を行う者であるため）
- ②元請事業者の現場代理人（現場の運営を行う者であるため）
- ③下請事業者の主任技術者（施工管理を行う者であるため）
- ④一人親方で主任技術者となる者（建設業許可のある一人親方）
- ⑤建設工事の直接的な作業を行わない警備員、清掃員、事務員など

※指標の算出対象とする技能者の範囲は、P6の図を参照してください。

(3) CCUS登録している技能者数（指標の分子）

- ・元請事業者および下請事業者の技能者で、CCUS登録している技能者を対象とします。
- ・CCUS登録している技能者数は、システムから出力する施工体制登録技能者一覧から集計します。
- ・施工体制登録技能者一覧からCCUS登録している技能者を整理することとし、「施工体制登録技能者一覧の作成例」（下図）を参考に、CCUS登録している技能者数を集計します。
- ・集計したCCUS登録技能者数を、別紙4参考資料（P.8参照）に記入します。なお、作成した施工体制登録技能者一覧は指標の算出資料として提出します。

施工体制登録技能者一覧の作成例

4 1-4 施工体制登録技能者一覧 イメージ図

※ A3 横

事業者ごとに出力して集計します。

指標の分母とした算出対象とする技能者の内、CCUS登録している技能者を集計します。事業者ごとの集計を合算した技能者数を指標の分子とします。

CCUS登録している技能者を○で囲みます。

CCUS登録技能者数 ○○人

CCUS登録技能者数を集計して記載します。

指標No.	1-4															
指標名	施工体制登録技能者一覧															
対象取組	現場：D 取組名															
対象事業者	事業者：D 事業者名															
対象時期																
出力日時																
出力者：D																
出力者氏名																
出力専立場																
技能者の所属 事業者と異な る場合	技能者	フリガナ	技能レベル	就業資格	在留期間	職種	立場	作業内容	---	---	---	(都道府 県)	(都道府県 以降)	TEL	(都道府 県)	(都道府県 以降)
	○技能者ID	○技能者名														
	○															
	○															
	○															

4. 指標算出結果の取りまとめ（別紙4の作成）

（1）別紙4参考様式の作成

- ・登録事業者率および登録技能者率の指標算出で作成した資料をもとに、事業者ごとの集計結果を別紙4参考資料に記入します。

別紙4参考資料の記入欄		指標算出資料	記入内容
登録事業者率	①元請事業者+下請事業者数	施工体系図	算出対象事業者は○、登録技能者率の算出対象となる一人親方は－を記入
	②元請事業者+CCUS登録事業者数	施工体制登録事業者一覧	CCUS登録事業者は○、未登録事業者は×を記入
登録技能者率	③全技能者数	作業員名簿	算出対象とする技能者数を記入
	④CCUS登録技能者数	施工体制登録技能者一覧	CCUS登録技能者数を記入

別紙4参考様式の記入例

別紙4参考様式

登録事業者率、登録技能者率算出補助シート

※施工体系図、作業員名簿をもとに黄色着色セルに入力してください。

※行が不足する場合は、適宜行を挿入してお使いください。

	事業者名	登録事業者率		登録技能者率	
		①元請事業者+下請事業者数	②元請事業者+CCUS登録事業者数	③全技能者数	④CCUS登録技能者数
元請	株式会社〇〇建設	○	○	13	13
下請1	有限会社〇〇建設	○	○	10	8
下請2	株式会社〇〇組	○	○	7	4
下請3	〇〇工業株式会社	○	○	4	3
下請4	〇〇鉄筋 ※一人親方	—		1	1
下請5					
下請6					
下請7					
下請8					
下請9					
下請10					
	計	4	4	35	29

(2) 別紙4 確認様式の作成

- ・別紙4 参考様式の集計結果を別紙4 確認様式に転記することで、当該工事における「登録事業者率」と「登録技能者率」が算出されます。
- ・両方の指標が基準を達成していることを確認できた場合は、工事成績加点の対象となります。

別紙4確認様式の記入例

(別紙4) 確認様式

建設キャリアアップシステム活用モデル工事報告書

工事名	〇〇工事
受注者名	株式会社〇〇建設
工事完成日	令和〇年〇月〇日

1. 登録事業者率

① 元請事業者+下請事業者数	4	(参考様式の①)
② 元請事業者+CCUS登録事業者数	4	(参考様式の②)
登録事業者率 (②/①)	100	(%)
登録事業者率90%以上	達成	(達成or未達成)

2. 登録技能者率

③ 全技能者数	35	(参考様式の③)
④ CCUS登録技能者数	29	(参考様式の④)
登録技能者率 (④/③)	82	(%)
登録技能者率80%以上	達成	(達成or未達成)

「登録事業者率」と「登録技能者率」の両方が基準を達成したら成績加点の対象となります

両方の指標の達成状況

判定 達成

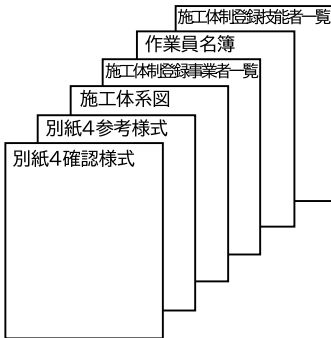
添付資料

- 別紙4 参考様式
- 登録事業者率の算出資料
 - ・ 施工体系図
 - ・ 施工体制登録事業者一覧 (CCUS出力帳票)
- 登録技能者率の算出資料
 - ・ 作業員名簿
 - ・ 施工体制登録技能者一覧 (CCUS出力帳票)

5. 指標の基準達成状況の報告

- ・受注者は、別紙4 確認様式、別紙4 参考様式、登録事業者率および登録技能者率の算出資料を取りまとめ、発注者へ提出します。
- ・発注者は、提出された資料の集計等が正しいか確認します。
- ・モデル工事として指標の達成状況を確認する必要がありますので、指標が達成できていない場合でも資料の提出が必要です。

提出資料一式のイメージ



提出資料一覧

- 別紙4確認様式
- 別紙4参考様式
- 登録事業者率の算出資料
 - ・ 施工体系図
 - ・ 施工体制登録事業者一覧(システム帳票)
- 登録技能者率の算出資料
 - ・ 作業員名簿
 - ・ 施工体制登録技能者一覧(システム帳票)

別紙4 確認様式

(別紙4) 確認様式

建設キャリアアップシステム活用モデル工事報告書

工事名	
受注者名	
工事完成日	令和 年 月 日

1. 登録事業者率

① 元請事業者 + 下請事業者数		(参考様式①の1)
② 元請事業者 + CCUS登録事業者数		(参考様式②の1)
登録事業者率 (②/①)		(%)
登録事業者率90%以上		(達成/未達成)

2. 登録技能者率

③ 全技能者数		(参考様式③の1)
④ CCUS登録技能者数		(参考様式④の1)
登録技能者率 (④/③)		(%)
登録技能者率80%以上		(達成/未達成)

両方の指標の達成状況 判定

添付資料

- 別紙4 参考様式
- 登録事業者率の算出資料
 - ・ 施工体系図
 - ・ 施工体制登録事業者一覧 (CCUS出力帳票)
- 登録技能者率の算出資料
 - ・ 作業員名簿
 - ・ 施工体制登録技能者一覧 (CCUS出力帳票)

別紙4 参考様式

別紙4 参考様式

登録事業者率、登録技能者率算出補助シート

※施工体系図、作業員名簿をもとに黄色着色セルに入力してください。
※行が不足する場合は、適宜行を挿入してお使いください。

	事業者名	登録事業者率		登録技能者率	
		① 元請事業者 + 下請事業者数	② 元請事業者 + CCUS登録事業者数	③ 全技能者数	④ CCUS登録技能者数
元請					
下請1					
下請2					
下請3					
下請4					
下請5					
下請6					
下請7					
下請8					
下請9					
下請10					
計		0	0	0	0

【注記】

- ①…登録事業者率の算出対象とする事業者は○、登録技能者率の算出対象となる一人親方はーを記入
- ②…登録事業者率の算出対象とする事業者のうち、CCUS登録事業者は○、未登録事業者は×を記入
- ③…登録技能者率の算出対象とする技能者を記入
- ④…登録技能者率の算出対象とする技能者数のうち、CCUS登録を行っている技能者数を記入

6. Q&A

【登録事業者率について】

Q1 元請事業者は入札時点で事業者登録されていることがモデル工事の条件となっていますが、下請事業者が指標の算出上のCCUS登録事業者として認められるためには、元請事業者と同様に、入札時点で事業者登録されている必要がありますか。

A1 下請事業者が指標の算出上のCCUS登録事業者として認められるためには、当該下請事業者の部分下請通知書を発注者へ提出する時点で、事業者登録を完了している必要があります。

Q2 指標の算出対象とする事業者数は、最終提出の施工体系図から集計することになっていますが、作業が完了し現場から引き上げた下請事業者を施工体系図から削除している場合は、どのようにしたらよいか。

A2 工事の施行途中で作業が完了したことにより最終の変更で提出した施工体系図に記載されていない下請事業者がある場合は、その下請事業者を最終の施工体系図に記載したものを作成し、工事に関わった全事業者が確認できるようにしてください。

【登録技能者率について】

Q3 技能者が指標の算出上のCCUS登録技能者として認められるためには、どの時点で技能者登録されている必要がありますか。

A3 技能者が指標の算出上のCCUS登録技能者として認められるためには、当該技能者が所属する事業者の部分下請通知書を発注者へ提出する時点までに、技能者登録を完了している必要があります。

Q4 元請事業者の主任技術者について、CCUS技能者登録しており、実際に現場で技能者としても作業を行っている場合は、登録事業者率の算出の対象として含めてもよいか。

A4 CCUSは、技術者に比べて経験や技能が適切に評価されにくい技能者の処遇改善を目的としており、モデル工事における指標の算出は、技能者が対象になります。技術者は施工管理を行う者であり、基本的に直接的な作業は行わないことから、モデル工事における指標の算出対象となる技能者には含めていません。

実際には技術者が技能者として作業を行う場合もありますが、モデル工事では技術者を一律で指標の算出対象から除くこととします。

なお、現場の運営を取り仕切る現場代理人についても、技術者と同様に実際の現場での作業の有無に関わらず、指標の算出対象となる技能者には含めません。

Q5 最終提出の作業員名簿に記載した技能者のうち、実際には現場に入場しなかった技能者を除いて登録技能者率を算出すると基準を達成できるのですが、指標の算出にあたって現場入場しなかった技能者を対象から除くことはできますか。

A5 実際の現場入場の有無に関わらず、最終提出の作業員名簿に記載された技能者を指標の算出対象とします。

なお、提出資料への虚偽記載等が判明した際には、不誠実な行為として取扱う場合があります。

【その他】

Q6 今回の工事では指標を達成できませんでしたが、その場合でも別紙4確認様式を発注者へ提出する必要がありますか。

A6 モデル工事において、各指標がどの程度の数値となっているかを把握する必要がありますので、指標が達成できていない場合であっても、実施要領にもとづき別紙4確認様式を提出してください。

なお、受注者申出モデル工事においても同様です。

Q7 今回の工事では、下請契約をせず元請事業者が直接すべての工事を実施した（直営工事）ので、施工体系図および作業員名簿を作成していません。指標の算出資料はどのように作成すれば良いですか。

A7 直営工事の場合においても、別紙4確認様式で指標達成状況を報告しますが、指標の算出資料については次のとおりとします。

①登録事業者率

施工体系図を作成していないため、別紙4参考様式に元請事業者のみ記入してください。

②登録技能者率

工事書類としての作業員名簿は提出不要ですが、モデル工事における指標の算出にあたっては、指標の算出対象とする事業者数を確認する必要があり、指標達成状況確認のため、作業員名簿の作成をお願いします。